

令和7年11月27日（国官参航安第783号）

ANS-G0012-03

航空保安無線施設の管理規程等策定基準
及び安全管理システム整備基準

国土交通省 航空局 安全部

改訂記録表

改訂番号	改訂頁	改訂年月日	改訂理由
原文	全頁	平成29年3月31日	新規制定（国官参安第155号）
01	1,5	令和2年9月17日	航空法改正に伴う変更 (国官参安第74号)
02	1	令和4年12月2日	航空法施行令の改正に伴う変更 (国官参航安第724号)
03	1,5	令和7年11月27日	滑走路の安全確保に関する指針 制定に伴う変更 (国官参航安第783号)

第1章 総 則

本基準は、国土交通大臣以外の者が設置する航空保安無線施設の設置者（以下「設置者」という。）が、航空法（昭和27年法律第231号）（以下「法」という。）第47条第1項で定める機能の確保に関する基準に基づく航空保安無線施設の管理規程等策定基準、及び航空安全プログラム（平成25年10月8日付、国空安企第29号）に基づく航空保安無線施設の安全管理システム整備基準を示すものである。

1 定 義

本基準において使用する用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「航空保安無線施設」とは、航空法施行令（昭和27年政令第421号）第4条第2号から第7号の航空保安施設をいう。
- (2) 「安全管理システム」とは、安全に係るリスクを管理するための仕組みであって、必要な組織体制、責任、方針及び手順を含むものをいう。
- (3) 「航空保安無線業務」とは、法第47条第1項において定める管理基準（航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第108条）に従って、航空保安無線施設を管理するために実施する業務の総称をいう。
- (4) 「安全指標」とは、安全性を定量的に測定するために用いる指標をいう。
- (5) 「安全目標値」とは、安全指標について、一定期間内で達成すべきものとして計画した値をいう。
- (6) 「安全達成度」とは、安全指標に基づき測定された値と安全目標値との比較により把握されるものであって、目標に対してどの程度の安全性を達成したかを示すものをいう。
- (7) 「安全に係るリスク」とは、ハザードが引き起こす事態について予測される発生確率及び重大度の組合せをいう。
- (8) 「ハザード」とは、航空事故その他の航空の安全運航に影響を及ぼす事態を引き起こす可能性のある要因をいう。
- (9) 「航空活動関係者」とは、航空機の運航に關係する、又は航空機の運航を直接的に支援する活動に従事する関係者をいう。（民間航空の活動に従事するものに限る。）
- (10) 「航空安全当局」とは、国土交通省航空局（地方航空局を含む。）のうち、航空保安無線施設の安全を確保するための監督を行う課等をいい、航空局安全部航空交通管制安全室及び地方航空局保安部交通管制安全監督課をいう。
- (11) 「滑走路関係業務提供者」とは、空港の設置者、航空保安施設の設置者、管制機関等、航空運送事業者等及び航空機の地上走行の支援等を行う事業者とし、詳細は滑走路の安全確保に関する指針（令和7年国土交通省告示第1

028号)による。

2 適用範囲

本基準は、設置者が行う航空保安無線業務に適用する。

第2章 管理規程等策定基準

設置者は、航空保安無線施設の管理にあたり次の1から4までに記載する事項について規定する管理規程等を策定するものとする

1 総則

(1) 目的

航空機の航行を援助する航空保安無線施設に係る業務を適切かつ確実に処理するための基準を定めることにより、航空機の航行の安全を確保することを目的とすることを定めること。

(2) 適用範囲

航空保安無線施設及びその附帯施設（関連する受配電設備、電線路等の電気工作物を含む。）の適用範囲を定めること。

(3) 用語等の定義

使用されている用語の定義を定めること。

(4) 協定等

航空保安無線施設を管理するために協定、覚書等の締結について定めること。

2 維持管理基準

航空保安無線施設を維持管理するために、必要な書類の作成及び実施方法等について定めること。

(1) 管理の方針

航空保安無線施設の管理方針について定めること。

(2) 施設原簿の作成

航空保安無線施設の現況を把握するため、施設ごとの施設原簿（図面を含む。）の作成を義務づけること。

(3) 業務書類の備付け等

業務日誌、点検記録簿、障害記録簿、保守計画表及び管理月報等については様式を定め、記載すべき要件及び保存期間を定めること。

(4) 施設の維持計画

航空保安無線施設を維持するための工事計画及びその実施について定めること。

(5) 予備品の備付け

航空保安無線施設には、法律、規則等又は補給基準（法律又は規則等に定めがない場合に設置者が定める。）に定められている数量の予備品を備え付けるとともに、その数量に不足が生じたとき又は不足が生じる恐れがあるときは補充を行うことについて定めること。また、予備品の保管を適切に行うことについても定めること。

(6) 計測器の校正

航空保安無線施設に使用する計測器は、電波法及び計量法に基づき精度を維持することについて定めること。

(7) 飛行検査

航空保安無線施設において、飛行検査により機能を確認することについて定めること。

(8) 検査のための準備等

飛行検査及び総務省による無線局検査の受検について定めること。

(9) 制限区域の設定等

I L S の運用に支障を来さないように制限区域の範囲を設定し、I L S を適正に管理するための措置を定めること。

(10) 通報

以下の内容における航空安全当局及び関係する航空活動関係者への通報について定めること。

- ① 航空保安無線施設の運用に重大な支障が生じた場合又は生じる恐れがある場合。
- ② 事故を発生した航空機が航空保安無線施設を利用していたと判断される場合。
- ③ 航空保安無線施設の機能に有害な影響を及ぼすおそれのある物件の存在、建設計画等を知った場合。

(11) 災害対策

災害による施設の損壊を未然に防止し、災害発生後の処理を迅速に行うための適切な措置を定めること。

(12) 職員の安全対策

日常の作業及び災害時等において、職員の身体及び生命に危険が生じることがないように作業手順及び必要な措置を定めること。

(13) 研修・訓練

業務の慣熟及び技能の保持向上のための研修・訓練について定めること。

3 運用基準

航空保安無線施設を運用するにあたって、業務に対する責任体制及び業務処理を確実に実施することについて定めること。

(1) 運用の方針

- 航空保安無線施設の運用方針について定めること。
- (2) 運用の開始
施設の運用開始について定めること。
- (3) 運用の方法
施設の運用方法について定めること。
- (4) 障害の処理
航空保安無線施設について障害が発生した場合、速やかに復旧するための措置について定めること。
- (5) 復旧の優先順位
複数の航空保安無線施設を有する場合は、航空保安無線施設に障害が発生した場合の復旧の優先順位について定めること。
- (6) 運用状態の変更等
臨時に航空保安無線施設の運用時間を変更し、又は独立して運用可能な施設の運用状態を変更しようとする場合について定めること。
- (7) 運用停止の手続き
航空保安無線施設について、点検、工事等を行うために運用を停止する場合の手続きについて定めること。
- (8) ノータムの通報等
航空保安無線施設に関するノータムの発出、通報手順等について定めること。
- (9) 運用状況の把握等
航空保安無線施設の異常等による航空機への運航、航空交通の管理への影響を最小限にとどめるために運用状況の把握及び実施方法について定めること。

4 保守基準

- 航空保安無線施設の定期保守及び緊急保守の実施等について定めること。
- (1) 保守の方針
航空保安無線施設の保守について、方針を定めること。
- (2) 保守の方法
航空保安無線施設の機能を維持し、運用目的に適応するよう保守を実施するための要領を定めること。
- (3) 定期保守の実施
保守項目及びその周期について定め、保守計画表を作成し、定期保守を確実に実施する方法等を定めること。
- (4) 緊急保守の実施
航空保安無線施設の運用に支障を与え、又は与える恐れのある障害が発生した場合に緊急保守を実施する方法等を定めること。

(5) 作業の安全

保守作業を安全に実施することについて定めること。

(6) 保守の委託

航空保安無線施設の保守を委託する場合は、適切な保守の実施について定めること。

5 航空保安無線施設の安全確保

航空保安無線施設の安全確保に関する事項について詳細に定めるものとする。

なお、これを定めるに当たっては、「滑走路の安全確保に関する指針」2. 滑走路関係者が果たすべき役割及び講すべき措置等（3）航空保安施設の設置者の取組のうち、航空保安無線施設に関連する事項に準拠するものとする。

また、他の滑走路関係業務提供者の取組について協力し、地上走行中の航空機又は車両の滑走路への誤進入を防止するための必要な措置を講ずること。

第3章 安全管理システム整備基準

設置者は、以下に示す基準に従い、安全管理システム（Safety Management System、以下「SMS」という。）を整備し実施すること。なお、空港の設置管理者が空港機能管理規程に規定されているSMSを実施している場合には、同空港のSMS内で実施すること。その場合は、各々のSMSが適用される範囲及び役割を明確にしておくものとする。

1 安全方針及び目標

(1) 安全方針

設置者は、安全は航空保安無線業務における最優先の課題であることを明記した上で、以下の事項を含む安全方針を策定し、自らの署名を入れ、組織内に周知するものとする。

- ① 航空保安無線業務に係る関係法令、規則及び基準類の遵守
- ② 航空保安無線業務に係る安全に関する情報の取扱い
- ③ 航空保安無線業務に係る安全に関する教育及び訓練の実施

(2) 安全指標及び安全目標値

① 設定

設置者は、前項（1）の安全方針を踏まえ、次に掲げる観点から妥当な安全指標及び安全目標値を設定するものとする。

a) 安全指標

- イ 航空保安無線業務の特性を表したものであること。
- ロ 安全性を定量的に測定可能なものであること。

b) 安全目標値

過去の実績、事業計画等と照合し、現状より改善（現状が最高の安全性を示し、今以上の改善ができない場合は、維持を含む。）した値であること。

② 届出

設置者は、設定した安全指標及び安全目標値を、航空安全当局に届け出るものとする。安全指標及び安全目標値を変更する場合も同様とする。

2 安全管理体制

(1) 安全管理委員会の設置

設置者は、S M Sにおける適切性、妥当性及び有効性を評価し、継続的な改善を図るため安全管理委員会を設置する。

(2) 安全管理委員会の開催

安全管理委員会は、定期的及び必要に応じて開催するものとする。

(3) 安全管理委員会の事務

安全管理委員会ではS M Sの推進、安全方針、安全指標、安全目標値、安全管理計画、安全情報及び安全対策並びに安全教育等に関するものを扱うこととする。

(4) 安全管理責任者の指名

設置者は、航空保安無線施設の管理組織の長を安全管理責任者として指名するものとする。

(5) S M Sの文書化

設置者は、S M Sに関する手順の標準化を図るため、文書化を推進するものとする。また、航空保安無線施設の管理組織に所属する職員が、S M Sに関する全ての記録を参照し内容を確認することができるよう、適切に管理するものとする。

3 安全に係るリスクの管理

設置者は、安全に関する情報を収集して分析し、その結果からハザードを特定するとともに、当該ハザードの安全に係るリスクを把握した上で、必要に応じ、当該安全に係るリスクを低減するための措置を実施し、当該措置の有効性を評価する取組を循環的かつ継続的に実施するものとする。

また、これら一連の手順についてはあらかじめ定めておくものとする。

(1) 安全に関する情報の収集

設置者は、航空保安無線施設の管理組織に所属する職員のみならず、広く航空活動関係者より、安全に関する情報を収集することとし、収集した情報は、適切に分析し、必要な措置を講じるとともに、その内容を安全管理委員会に報告するものとする。

なお、安全に関する情報の収集にあたっては、報告者の保護に関する方針

について明確化するものとする。

(2) 航空保安無線業務の実施状況の把握

設置者は、航空保安無線業務の実施状況、航空保安無線施設の性能を常に把握し、問題があれば必要な措置を講じるとともに、その内容を安全管理委員会に報告するものとする。

(3) 航空保安無線業務の変更に係る事前安全評価の実施

設置者は、航空保安無線業務及び航空保安無線施設の安全上重要な変更については、事前に安全確保上問題がないか評価を行い、その結果を安全管理委員会に報告するものとする。

4 安全の保証

(1) 安全達成度の測定及び監視

設置者は、航空保安無線施設の管理組織の安全達成度を測定し、分析・評価を行うことにより、SMSの継続的な改善や安全上の懸念のある業務を特定した重点的な安全に係るリスクの管理に役立てるものとする。

また、これらの一連の手法と管理手順についてあらかじめ定めておくものとする。

(2) 定期的内部監査の実施

設置者は、SMSの継続的改善のため、定期的に航空保安無線施設の管理組織内の内部監査を実施し、航空保安無線施設におけるSMSの適合性、妥当性及び有効性を評価するものとする。なお、当該内部監査において不適合事項が見受けられた場合は、その是正措置を講じ、不適合事項とともに安全管理委員会に報告するものとする。

(3) 安全に係るリスクの管理状況の報告

設置者は、航空安全当局に対し、定期的に、又は報告を求められた際に、設置者が検証した安全に係るリスクの管理状況を報告するものとする。

(4) 安全情報の報告

① 航空事故、重大インシデント及び安全上の支障を及ぼす事態に関する情報
設置者は、航空事故、重大インシデント及び安全上の支障を及ぼす事態が発生した場合は、航空安全当局に対し、事象の概要、自らが実施した安全措置、施設・運用面における発生原因の調査及び再発防止対策の検討結果を速やかに報告すること。

② 安全上の支障を及ぼす可能性がある事態に関する情報

設置者は、前項① 以外の事態で、安全上の支障を及ぼす可能性があったと思われる事態について、航空安全当局が確立する自発報告制度により、報告することができる。

5 更なる安全性の向上のための取組

(1) 安全教育の実施

設置者は、航空保安無線施設の安全運用に関する者に対し、安全教育を実施し、関係法令等の遵守の重要性を啓発するものとする。

(2) 能力の確認及び訓練の実施

設置者は、航空保安無線施設の安全運用に関する者が、適切な能力を有していることを確認し、必要な場合は再訓練を行う体制を確立するものとする。

(3) 安全に関する情報の共有化

設置者は、所属する全ての職員に対して、航空保安無線施設及び他者の施設において発生した事例等、安全に関する情報を提供し、共有するとともに、類似事象等の発生を未然に防止するよう努めるものとする。

6 S M S 監査の対応

航空安全当局は設置者が実施するS M Sが適切に機能しているかを確認するため、年1回を標準としてS M S監査を航空保安無線施設の定期検査に合わせて行う。設置者はS M S監査に対して適切な対応を行うものとする。

附 則

本通達は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

本通達は、令和2年9月23日から施行する。

附 則

本通達は、令和4年12月5日から施行する。

附 則

本通達は、令和7年12月1日から施行する。